

公益財団法人広島県交通安全協会一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）

子育てを行う労働者の職場生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

1.計画期間

令和5年4月1日~令和9年3月31日

2.内容

<目標1>

育児休業後の労働者が復帰するための環境整備

<対策> 令和5年4月1日~

- (1) 就業規則に定める育児休業、法律に基づく諸制度について、定期的に社内メール等を通じ労働者に周知の再徹底と利用促進の啓発を行う。
- (2) 休業中の労働者に、資料送付等により情報提供を確実に行う。
- (3) 労働者が安心して復帰できるように、労働時間の短縮制度の利用促進など業務体制を整える。

<目標2>

年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間10日以上とし、所定外労働の削減のための措置を講ずる。

<対策> 令和5年4月1日~

- (1) 所属別の現状を把握する。
- (2) 年次有給休暇取得者等の業務応援体制を確立する。
- (3) 夏季計画年次有給休暇取得の促進等、社内メール等により職員に周知を行う。
- (4) 所属でノー残業デーを実施する等の対策を考える。